

男鹿市民文化会館食堂経営者募集要領

1 募集目的

男鹿市民文化会館の食堂（以下「食堂」という。）は令和6年12月をもって前経営者が撤退したことから、会館の利用者及び地域住民の利便性向上を図るため、食堂において飲食物等の提供を行うことができる経営者を募集する。

2 男鹿市民文化会館の概要・利用者数

(1) 概要

男鹿市民文化会館は、延べ床面積5,855.16㎡、地下1階、地上4階で、1,020席の大ホール、410席の小ホールやリハーサル室、練習室、大・小会議室などを備え、市の芸術文化の拠点となっている施設で、昭和55年11月に開館。

(2) 利用者数

年 度	延べ利用者数
令和3年度	19,504人
令和4年度	23,131人
令和5年度	41,147人

※新型コロナウイルスワクチン接種利用者を除く

3 食堂の概要

- (1) 所在地 男鹿市船川港船川字海岸通り2号14-5（男鹿市民文化会館1階）
- (2) 貸付面積 36㎡（食堂・厨房）
- (3) 設備備品等 別紙のとおり
- (4) 駐車場 会館の駐車場を利用（無料）

4 経営に関する条件

(1) 営業日及び営業時間

①会館の開館日は原則として営業することとするが、定休日を定めることも可能とする。この場合、事前に市に承諾を得るとともに、利用者に周知を図ること。

なお、会館の休館日は、毎週月曜日（祝日の場合は翌日）、国民の祝日の翌日、年末年始（12月29日～1月3日）及び施設管理上特別に閉館する日とする。

②営業時間は開館時間内（9時～22時）で経営者が定めることとするが、会館利用者や地域住民の利便性向上を図るという目的を達成することができる時間とすること。

(2) メニュー・価格

明るく健康的な雰囲気づくりに努め、ホール利用者や会議出席者などの利用者ニーズに対応できるメニュー及び価格設定で提供すること。

(3) 料理等の提供

食事の提供と併せて、食堂内での食事を前提としないサンドイッチなどの軽食や弁当、茶菓といった持ち帰り用商品のほか、利用者の便宜に資する商品等の販売も可能とする。

また、会館内には飲食が可能な部屋もあるため、利用者から要望があった場合に料理等を提供できるようにすること。

(4) 営業に伴う関係法令上の手続き

営業に必要な行政上の各種許認可の手続き等は、経営者の費用負担で行い、その結果を会館に報告すること。

(5) 衛生管理

経営者は食堂及び厨房（グリストラップを含む）を常に清潔に保ち、飲食物の安全と衛生の確保に万全を期すこと。その費用については経営者負担とする。

(6) 廃棄物の処理

食堂及び厨房で発生した廃棄物（不燃・可燃・資源・粗大ゴミ・汚泥等）については、経営者の責任と費用負担で処分すること。

(7) 施設の管理等

周囲に倉庫・工作物、自動販売機を設置する等の行為や形質の変更（増改築・外壁の色等）をすることは禁止とする。

(8) 防火管理

災害時に備え、火災時の初期消火や避難誘導が自主的にできるよう万全の措置を講ずること。

(9) その他

食堂に関わる事故や苦情（以下、「事故等」という。）については、誠意をもって経営者が対応にあたること。

5 使用許可に関する条件

(1) 使用許可及び期間

食堂の出店の許可は、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づく行政財産の目的外使用許可とする。期間は許可日から当該年度の 3 月 31 日までとし、以後も更新しようとする場合はあらかじめ毎年度使用許可申請手続きを行うものとする。

(2) 営業開始日

営業開始日は、市と経営者との協議により定めた日とする。

(3) 出店に係る費用等

①使用料（行政財産使用料）

無料（免除）

②光熱水費・通信費

全額、経営者の負担とする。

光熱水費は、毎月子メーターにより算出した金額を会館からの請求に基づき、所定の期限内に支払うこと。

③設備・備品等

現在ある厨房機器や備品等（以下「機器等」という。）については、無償で使用するができるが、修繕、点検作業等に要する費用は経営者負担とする。

経営者は、あらかじめ市の承諾を受けて新たに機器等の設備を設置することができる。ただし、機器やそれらの設置等に要した費用について、市は負担しない。

また、内装等の改修については、事前に市の承認を得たのち、経営者の負担で行うことができる。

④食堂修繕費用

建物の躯体部分に係る改修及び既存の空調・電気・給排水設備の修繕費用については、市が負担する。ただし、予算の都合上、すぐに対応できるものではない。

⑤保険等

食堂を運営する上で必要となる賠償責任保険等は経営者の負担において加入すること。

(4) 実地調査等

市は必要があると認めるときは本物件について実地調査し、運営状況や経理の状況を確認するとともに、経営者に対し、資料の提出または報告を求め、必要な指示を行うことができるものとする。

(5) 現状回復

使用許可満了のときは、満了日までに本物件を現状回復すること。ただし、市が認める部分については、現状回復を求めない。

(6) 使用許可の取消

次の各号に該当するときには、使用許可を取り消すことがある。また、使用許可を取り消した場合でも、経営者は市に対し、一切の補償を請求することはできない。

①光熱水費の支払いを怠った場合

②破産、会社整理、特別清算又は会社更生の申立等があった場合

③手形若しくは小切手の不渡りにより銀行取引停止処分を受け、又は支払不能の状態になった場合

④天変地異等により営業場所が使用不能になった場合

⑤経営者が応募条件に違反した場合

⑥使用許可後に虚偽の表明及び違反が判明した場合

⑦経営者が使用許可内容に違反し、相当の期間において違反の是正を催告し、当該期間内に違反が是正されなかった場合。

⑧その他、法律、法令、公序良俗に反する行為があった場合

(7) その他

①経営者は使用許可に基づく一切の権利を第三者に譲渡、もしくは転貸することはできない。

②市は経営者の業務に関して第三者との間に生じる債権債務については、一切責任を負わない。

- ③経営者は使用許可に関連して知り得た秘密を、許可期間中はもちろん、その終了後においても第三者に漏洩してはならない。
- ④提出書類に作為的な虚偽事項が含まれることが判明した場合には、応募は無効とする。

6 応募資格

以下の事項をすべて満たしていること。

- (1) 食堂経営等の経験（喫茶を含む）は問わないが、運営体制を確保できること。
- (2) 税金を滞納していないこと。

【個人の場合】

所得税、消費税及び地方消費税、個人事業税、市・県民税

【法人の場合】

法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人市民税

- (3) 食品衛生法を順守していること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続きの申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある個人・法人ではないこと。

7 募集方法

- (1) 現地確認等

申請書を提出する際は、事前に現地確認を行うこと。その他、質問等がある場合も会館まで連絡すること。

- (2) 関係書類の提出

経営を希望する者は、次に掲げる関係書類を提出すること。

なお、本募集の関係書類については、会館事務室で備え付け及びホームページよりダウンロードすること。

【提出書類】

①男鹿市民文化会館食堂経営申請書（様式 1）

②企画提案書（様式 2）

③業務に必要となる免許の写し

営業許可証、調理師免許等

（個人の場合）

④納税証明書（直近で所得税、消費税及び地方消費税、個人事業税、市・県民税の未納がない証明書）

（法人の場合）

⑤登記簿謄本

⑥定款又はこれに類する書類

⑦納税証明書（直近で法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人市民税の未納がない証明書）

(3) 経営者の決定

応募書類によって審査を行う。なお、選考の結果は採否にかかわらず、書面により通知する。

8 書類の提出先・提出方法

(1) 書類の提出・問い合わせ先

〒010-0511

男鹿市船川港船川字海岸通り 2 号 14-5

男鹿市民文化会館

TEL : 0185-23-2251 FAX : 0185-23-2253

メールアドレス : culture@city.oga.akita.jp

(2) 書類の提出方法

郵送又は持参

(3) 提出部数

1 部

(4) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（休館日を除く）

(5) 提出期限

随時受付

9 その他

(1) 各書類の作成及び提出に要する経費については会館で負担しない。

(2) この要項に定める事項のほか、食堂の経営に際し必要な事項が生じた場合は、食堂経営者と市が協議し決定する。